

う ん が い そ う て ん
雲 外 蒼 天

鶴留社会保険労務士事務所

社会保険労務士 鶴留 舞

〒820-0067 飯塚市川津 693-47-1F

TEL : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 4

FAX : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 8

ちょっと早めの

2020年 5月号

新型コロナウイルス感染症による

雇用調整助成金の特例措置拡大について（4月13日時点）

◆対象労働者・対象業種を拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休業要請や営業自粛が広がり、雇用調整助成金の活用を検討する事業者が増えています。

厚生労働省では、4月1日から6月30日までの間の休業等について、雇用保険被保険者でないパート、アルバイト等週当たりの労働時間が20時間未満の労働者、4月入社で1日も入社していない新入社員の休業等も対象としています。また、風俗関連事業者の休業等も対象としています。

◆解雇なしで9/10、解雇ありは4/5の助成

助成率が引き上げられ、解雇等を行わない中小企業の場合は9/10（従前は2/3）、大企業でも3/4（従前は1/2）となっています（解雇等を行った場合は、中小企業4/5、大企業3/4）。

◆教育訓練は自宅等でのeラーニングもOK

教育訓練を実施した場合の助成率も上記と同率まで引き上げられ、通常1,200円の加算額が中小企業は1人1日あたり2,400円、大企業で1,800円へと引き上げられています。

この教育訓練として、職業、職務の種類を問わず、一定の知識・ノウハウを身に付けるもの（接遇・マナー、パワハラ・セクハラ、メンタルヘルス）も対象とされます。訓練方法も、一定程度の技能、実務経験、経歴のある者が講師として行う場合は、自宅等でインターネット等を用いた片方向・双方向で実施する訓練も対象とされます。

当事務所でもオンラインセミナーを承っております。価格は内容により異なります。
ぜひお問い合わせください。

◆小学校休業等対応助成金も6月30日まで延長

なお、小学校等の休校により子どもの世話をを行う労働者に年次有給休暇以外の有給休暇（賃金全額支給）を取得させた事業主に、賃金相当額の全額を支給する本助成金も、6月30日まで延長されています。

今回の感染症が経済に与える影響は深刻かつ長期化する可能性が高いと思われますが、休業等による雇用の維持を図らず、労使関係が悪化して、終息した時に従業員が残っていないなどとなれば、事業を再開し業績を回復させることもできません。

助成金を活用した雇用の維持をぜひご検討のうえ、お気軽に当事務所へご相談ください。

新型コロナ関連の緊急融資制度一覧（4月13日時点）

◆緊急経済対策の資金繰り支援

勢いが止まらない新型コロナウイルスの感染拡大を受け、4月8日、政府から緊急事態宣言が発令されました。経済産業省では、影響を受ける企業や個人事業主向けに様々な支援対策を発表しています（詳細は、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」参照）。

ここでは、主に資金繰りに関連する支援を一覧にします。

制度名	融資限度額	売上減少要件	問合せ先
セーフティネット保証4号	一般枠とは別に最大2.8億円	-20%以上	最寄りの信用保証協会
セーフティネット保証5号	一般枠とは別に最大2.8億円 (4号と同枠)	-5%以上	//
危険関連保証	セーフティネットのさらに別枠最大2.8億円	-15%以上	//
信用保証付き融資における保証料・利子減免	3,000万円	-5%以上	中小企業 金融・給付金相談窓口
新型コロナウイルス感染症特別貸付	中小企業3億円、国民事業6,000万円	-5%以上	日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）
商工中金による危機対応融資	3億円	-5%以上	商工組合中央金庫相談窓口
マル経融資の金利引下げ（新型コロナウイルス対策マル経）	別枠1,000万円	-5%以上	日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店または、近くの商工会・商工会議所
特別利子補給制度	「コロナ特別貸付」「マル経融資」もしくは「危機対応融資」合計3,000万円	個人：条件なし 小規模企業：-15% 中小企業：-20%	中小企業 金融・給付金相談窓口
セーフティネット貸付	中小事業7.2億円 国民事業：4,800万円	なし	日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）
衛生環境激変対策特別貸付	飲食店・喫茶店業：別枠1,000万円 旅館業：別枠3,000万円	-10%以上	日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）

*令和2年度の補正予算の成立を前提としている制度も含まれます。今後内容が変更になる可能性がありますのでご注意ください。

【経済産業省「新型コロナウイルス感染症で営業を受ける事業者の皆様へ」】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた職場における対応

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染の拡大防止に向けて、厚生労働省から労使団体に向けた要請が出されました（「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）」令和2年3月31日）。以下に、その内容を紹介します。また、これには「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が参考資料として添付されていますので、ぜひ活用するとよいでしょう。

◆職場内での感染防止行動の徹底

感染拡大防止には、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話の3つの条件が同時に重なる場を避けることが重要であり、職場においては次の対策が求められます。

- ・換気の徹底等……職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回程度、窓を全開して換気を行うこと。
- ・接触感染の防止……電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等については複数人での共用をできる限り回避すること。物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。
- ・飛沫感染の防止……テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。疲労の蓄積（易感染性）につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。
- ・通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底……入社・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。時差通勤のほか、可能な場合には自動車・自転車通勤、徒歩通勤など公共機関を利用しない方法の積極的な活用を図ること。
- ・職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。

◆風邪症状を呈する社員への対応

発熱、咳などの風邪症状がみられる社員（風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合など）については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた労務管理をすることとし、具体的には、出勤免除（テレワークの指示を含む）を実施するとともに、その間の外出自粛を勧奨するなど、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めること。

特に、高齢者や、基礎疾患がある方、免疫抑制状態にある方、妊娠している方についての配慮が求められます。

◆新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応

社員が陽性者等であると判明した場合、速やかに会社へ電話・メール等により報告すること（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等）、社員が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと、必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関することなどについての対応ルール等を決め、社員に周知します。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について労使団体に要請しました」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10631.html

「経営セーフティ共済」

◆連鎖倒産のリスクヘッジに有効な

「経営セーフティ共済」

「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）」をご存じですか？

特に中小企業の場合には、売掛金を回収して買掛金を支払うというキャッシュフローで回っていることが多く、突然取引先が倒産して売掛金の回収ができなくなると、自身の会社経営は健全であっても、キャッシュフローが回らなくなって連鎖倒産してしまう恐れがあります。経営セーフティ共済は、このような連鎖倒産のリスクヘッジに有効な制度です。

具体的には、取引先が倒産して売掛金の回収が困難になった場合や、臨時の資金が必要となった場合に、掛金に応じて一定の共済金を借り入れることができます。

◆制度の概要

経営セーフティ共済には、「1年以上継続して業務を行っている個人事業主もしくは法人」で、業種ごとに一定の「資本金の額または出資の総額」と「従業員数」のいずれかを満たしていれば、加入することができます。掛金は月額5,000円～20万円の範囲内で5,000円単位で自由に設定することができます。掛金総額が800万円に達するまで積み立てることができます。

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になった場合には、その事業者との取引の確認が済み次第、無担保・無保証人で借入れを受けることができます。上限は、「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ないほうの金額です。

◆節税効果&解約手当金が受け取れるメリットも！

確定申告の際、掛金を、法人の場合には損金に、個人事業主の場合には必要経費に算入できるので、節税効果もあります。また、一定の月数、掛金を納めていれば、共済契約を解除した場合も解約手当金を受け取ることができます。

制度を運営する独立行政法人中小企業基盤整備機構によると、平成30年3月末時点で、約46万の企業・事業者等が加入しており、共済金の貸付実績は累計で約27万件、約1兆9,000億円となっています。中小企業の「万が一」をサポートする資金調達手段として、加入を検討してみませんか。

できることは何でもやってみる



緊急事態宣言の影響で、お客様のところでも休業や時短営業が増えました。そのため、雇用調整助成金の申請が多くなっています。今月号の表紙の記事にも掲載しておりますので、売上が落ちてきた場合は、助成金の申請をご検討ください。

中面は融資等の情報を掲載いたしました。私ども社労士がお手伝いできるのは、厚生労働省の助成金だけで、経産省の補助金や融資等はお手伝いできませんが、情報だけはお届けしていきたいと思っています。



お勧めの本をご紹介します
『図解 新型コロナウイルス 職場の対策マニュアル』
私が所属している健康企業推進研究会の代表で
医師である亀田高志先生の著書で、4月15日に発表
されたばかりです。10年前の新型インフルエンザのときも同様の
本を出されましたが、今回もとても役に立ちます。

従業員を管理する立場にある私たちは、

「できることからやってみる」

「できることは全部やろう」

という気持ちで、この難局を乗り越えていきましょう 鶴留

